

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>(配員確認)</p> <p>第八十八条の二の八 法第百十一条の二第二項の規定による防衛大臣の確認（第三項において「配員確認」という。）を受けようとする者は、配員確認申請書（<u>別記様式第三十一</u>）に次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。</p> <p>一 装備移転船舶の航行の業務に従事する者として配員する者の名簿（次号及び第四項において「配員名簿」という。）（<u>別記様式第三十二</u>）</p> <p>二 配員名簿に記載された者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に定める事項を満たす者であることを証する書類</p> <p>2 防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転船舶について、当該申請をした者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に従って配員して航行するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、配員確認証（<u>別記様式第三十三</u>）を交付するものとする。</p> <p>3 防衛大臣は、配員確認のため必要があると認める場合は、第一項各号に<u>掲げる書類</u>のほか必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第32 (第88条の2の8関係)</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(配員確認)</p> <p>第八十八条の二の八 法第百十一条の二第二項の規定による防衛大臣の確認（第三項において「配員確認」という。）を受けようとする者は、配員確認申請書（<u>別記様式第二十四</u>）に次の各号に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。</p> <p>一 装備移転船舶の航行の業務に従事する者として配員する者の名簿（次号及び第四項において「配員名簿」という。）（<u>別記様式二十五</u>）</p> <p>二 配員名簿に記載された者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に定める事項を満たす者であることを証する書類</p> <p>2 防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転船舶について、当該申請をした者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に従って配員して航行するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、配員確認証（<u>別記様式二十六</u>）を交付するものとする。</p> <p>3 防衛大臣は、配員確認のため必要があると認める場合は、第一項各号に<u>規定する書類</u>のほか必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第25 (第88条の2の8関係)</p> <p>1・2 (略)</p>

<p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (※1)「船舶の区分」については、次に掲げるもののうち該当するものを選択すること。</p> <p>(1) <u>水陸両用車</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの</u></p> <p>(6) <u>基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶(平水区域のみを航行するものを除く。)</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>3~8 (略)</p>	<p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (※1)「船舶の区分」については、次に掲げるもののうち該当するものを選択すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量1,000トン未満の船舶であって平水区域を航行するもの</u></p> <p>(5) <u>基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3~8 (略)</p>
--	--